



平成 31 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所  
代表者名 取締役社長 神足 泰弘  
(コード : 7997、東証第 2 部)  
問合せ先 専務取締役 神足 尚孝  
(TEL. 06-6538-1010)

**(変更) 「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」  
の一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 31 年 3 月 19 日付け「開示すべき重要な不備についてのお知らせ」に記載しましたとおり、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日付で提出しました平成 30 年 11 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたが、記載内容について下記の通り変更がありましたのでお知らせいたします。

記

**1. 変更の内容**

平成 31 年 3 月 19 日付け「開示すべき重要な不備についてのお知らせ」の 1. 開示すべき重要な不備の内容および事業年度の末日までに是正できなかった理由につきまして、第三者調査委員会による調査を行った結果を含め総合的に勘案した結果、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスの再評価を行った結果、開示すべき重要な不備があるものと判断いたしましたと開示しておりますが、平成 29 年 11 月末日時点で、特定の営業拠点において販売取引及び購買取引に係る会計処理について不適切な会計処理が認められ、財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しこのような状況を改善すべく、平成 30 年 11 月期において業務プロセスの諸改善策を策定・実行し、あわせてコンプライアンス意識の醸成、取締役会における協議の充実化、内部通報制度の仕組みの改善等の全社的な内部統制の充実強化にも努めました。業務プロセスの改善策についての整備は完了し、運用も概ね実行しておりますが、運用期間の制約から運用状況の有効性が確認できない施策もあり、すべての改善策について必ずしも十分には運用状況の有効性を確認できておりません。よって、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いことから、業務プロセスに関わる内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしましたので下記のとおり変更致します。

**2. 変更箇所**

変更箇所が多数に及ぶため、変更後及び変更前の全文をそれぞれ添付し、変更の箇所には  を付して表示しております。

(変更後)

**1. 開示すべき重要な不備の内容および事業年度の末日までに是正できなかった理由**

当社は平成 29 年 11 月末日時点で、特定の営業拠点において販売取引及び購買取引に係る会計処理について不適切な会計処理が認められ、財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。このような状況を改善すべく、当事業年度は業務プロセスの諸改善策を策定・実行し、あわせてコンプライアンス意識の醸成、取締役会における協議の充実化、内部通報制度の仕組みの改善等の全社的な内部統制の充実強化にも努めました。業務プロセスの改善策についての整備は完了し、運用も概ね実行しておりますが、運用期間の制約から運用状況の有効性が確認できない施策もあり、すべての改善策について必ずしも十分には運用状況

の有効性を確認できておりません。

よって、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、前事業年度に識別した財務報告に係る重要な不備を是正するため、当事業年度においては次の改善策を実施いたしました。

① 売上管理部による売上物件ごとの取引内容の把握、関連証憑チェックの徹底

② 工務調達部による工事・作業についての発注、仕入検収の徹底

③ 営業管理部による仕入直送品の仕入検収の徹底

④ 経理部、売上管理部による外部倉庫への出荷売上の妥当性のチェック

⑤ 営業管理部による請求書チェックと請求書未発送理由報告書による管理の徹底

⑥ 売上管理部による注文書・作業及び工事完了証明書の原紙確認の徹底

⑦ 売上管理部による売上取消についての赤伝申請書他の管理の徹底

⑧ 売上管理部、経理部による長期仕掛物件・仮受金の管理と必要に応じてのヒアリングの実施

上記の改善策について整備は完了し、運用も実施しているものの、一部の改善策についてはその運用期間を十分に確保できなかったことから改善策の運用状況の有効性を当事業年度では確認できておりません。

また、平成 30 年 11 月期において、外部からの指摘があったことを契機に社内管理部門において確認を行ったところ、過年度にわたる会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた可能性があることが認められました。さらなる原因究明のため、平成 30 年 12 月 14 日付けで調査の客観性・中立性・専門性を確保するための、外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し調査を行ってまいりました。その調査の結果、売上計上や仕入原価の処理の妥当性に問題があるとの同様の指摘があり、営業担当者に対する広範な権限付与と職務分担による牽制機能の欠如や人事異動の停滞等といったことが原因となっているとの調査報告を受領いたしました。

これらのことについて総合的に勘案し、内部統制の評価を行った結果、業務プロセスに関わる内部統制について、開示すべき重要な不備があるものと判断いたしました。

なお、改善策が十分ではなかった施策については早急に対応する予定です。

(変更前)

1. 開示すべき重要な不備の内容および事業年度の末日までに是正できなかった理由

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成 30 年 11 月 30 日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

当社は、前事業年度の末日である平成 29 年 11 月末日時点で、特定の営業拠点において販売取引及び購買取引に係る会計処理について不適切な会計処理が認められ、財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し、開示すべき重要な不備を是正すべく改善策を実行してまいりました。これらのうち内部統制の開示すべき重要な不備の改善策について整備は完了し、概ね運用も実行しておりますが、運用期間の制約から運用状況の有効性が確認できない施策もあり、すべての改善策について必ず十分には運用状況の有効性が確認できておりません。

また、更なる原因究明のため、平成 30 年 12 月 14 日付けで設置した外部の専門家による第三者調査委員会による調査を行った結果、営業担当者に対する広範な権限付与と職務分担による牽制機能の欠如や人事異動の停滞等といったことが原因となっているとの指摘も第三者調査委員会より受けました。

これらのことについて総合的に勘案し当社の全社的な内部統制及び業務プロセスの再評価を行った結果、開示すべき重要な不備があるものと判断いたしました。

前事業年度に識別した財務報告に係る重要な不備を是正するため、当事業年度においては次の改善策を実施いたしました。

- ① 売上管理部による、注文書の原紙確認
- ② 売上管理部による、作業及び工事完了証明書の原紙確認
- ③ 工務調達部による、工事・作業についての発注、仕入検収の徹底
- ④ 営業管理部による、仕入直送品の仕入検収
- ⑤ 外部倉庫への出荷売上の管理（オフィスは経理部・興産、建材は売上管理部）
- ⑥ 営業管理部による、請求書チェックと請求書未発送理由報告書による管理
- ⑦ 売上管理部による、主導的物件フォルダー管理
- ⑧ 売上管理部による、売上取消についての赤伝申請書他の確認
- ⑨ 売上管理部、経理部の長期仕掛け物件・仮受金の管理と必要都度のヒアリングの実施

上記の改善策を整備し、運用も実施しているものの、一部の改善策についてはその運用期間を十分に確保できなかつたことから改善策の運用状況の有効性を当事業年度では確認できておりません。

なお、改善策が十分ではなかつた施策については早急に対応する予定です。

以上